

## 「輸入植物検疫規程別表 1 に掲げる「植物の種類」等の取扱いについて」の一部改正について

(平成28年10月24日)

今般、農林水産省横浜植物防疫所長から当協会長宛てに別添のとおり標記取扱い（平成28年4月22日付け28横植第108号横浜植物防疫所長通知）の一部を改正した旨、連絡がありましたので、お知らせします。

なお、改正された通知文書につきましては、植物防疫所ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

【改正された通知文書（植物防疫所ホームページ）】

<http://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/import/ikensa/pdf/28y108.pdf>